

News Release

生命総合共済契約における引受基準の見直し（緩和）について ～より多くの組合員・利用者の皆さまにさらなる安心をお届けします～

J A共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 柳井 二三夫）では、令和3年4月実施予定の「生命総合共済」の仕組改訂に伴い、「高血圧」・「脂質異常症（高脂血症）」・「高尿酸血症（痛風）」・「気管支喘息（喘息）」の4つの疾患に関する引受基準の緩和ならびに介護共済における引受条件の緩和を行います。

高血圧などの生活習慣病が増加するなか、本対応による引受範囲の拡大によって、より多くの組合員・利用者の皆さまにさらなる安心をお届けできるようになります。

1. 4つの疾患に関する引受基準の緩和

（1）背景／趣旨

従来、高血圧や脂質異常症などの所定の既往歴や持病がある場合は、契約申込時に心電図検査や血液検査といった医師による詳細な健康状態の確認が必要であり、受診の負担や手続きに時間を要することが課題となっていました。

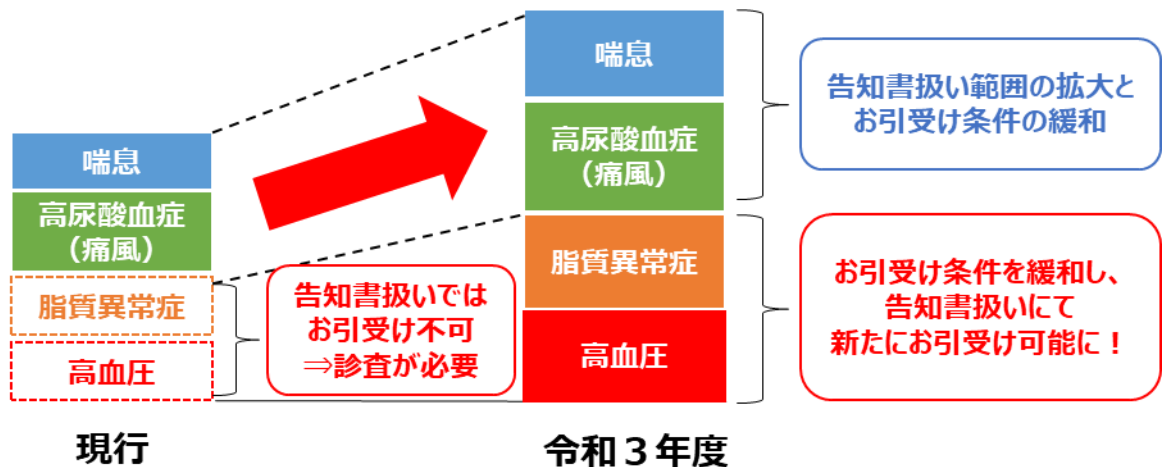
J A共済では、既往歴があっても共済に手軽に加入したいという組合員・利用者の皆さまからのニーズに対応するため、今回、株式会社日立製作所の協力のもと、医療ビッグデータの活用やA Iによるリスク分析を実施し、「高血圧」・「脂質異常症（高脂血症）」・「高尿酸血症（痛風）」・「気管支喘息（喘息）」の4つの疾患について、引受基準の見直し（緩和）を行います。

（2）内容

「高血圧」・「脂質異常症（高脂血症）」・「高尿酸血症（痛風）」・「気管支喘息（喘息）」の4つの疾患をお持ちの方については、これまで共済契約のお引受けに際し、原則的に医師の診査を必要としていましたが、令和3年4月以降はご自身の疾患等の申告にてお引受けできる範囲（告知書扱い）を拡大し、また、それらの疾患等にかかるお引受けの条件についても緩和いたします。（疾患毎に年齢条件や保障金額等の制限があります。）

なお、疾患等の申告（告知）については、J A職員が持参するタブレット（Lablet's）画面にご入力いただくことにより、ペーパーレスでのお手続きが可能となるため、お引受けまでの処理の迅速化にもつながります。

告知書扱いの引受範囲



2. 介護共済における引受条件の緩和

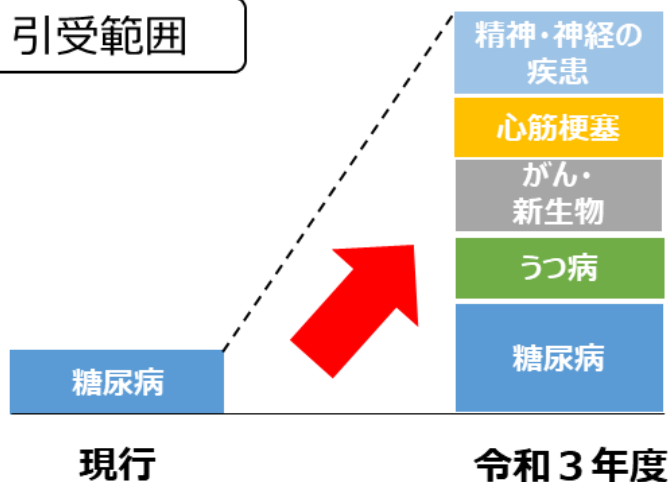
(1) 背景／趣旨

介護共済については、平成28年10月より、51歳以上の方で「糖尿病」のみに罹患されていた場合に、一定の条件を満たすものについてお引受けを可能としました。

(2) 内容

令和3年度より、「糖尿病」のお引受け範囲を広げ、これに加え「うつ病」、「がん・新生物*1」、「心筋梗塞」、一部の「神経・精神の疾患*2」についても、一定の条件を満たすものについて、お引受けを可能とします。

引受範囲



引受緩和によって、より契約にご加入しやすく！

*1 がん・新生物とは、悪性新生物・肉腫・白血病・リンパ腫・骨髄腫・脳しゅようのことをいいます。

- * 2 神経・精神の疾患とは、神経症、ノイローゼ、自律神経失調症、心身症、不眠症のことをいいます。(統合失調症、そううつ病、そう病、アルコール依存症、薬物依存症を除きます)。

J A 共済連では、今後も継続して引受基準の緩和の検討を行うなど、さらなる安心をお届けできるよう努めてまいります。